

○ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（附則第三十一条関係）

改 正 案	現 行
（証券業務の特例） 第二十八条ノ六 （略） ②前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」又ハ「特定社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画又ハ同条第七項ニ掲グル特定社債ヲ謂フ ③・④ （略）	（証券業務の特例） 第二十八条ノ六 （略） ②前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「特定社債」又ハ「資産流動化計画」トハ夫々特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項ニ掲グル特定目的会社、同条第五項ニ掲グル特定社債又ハ同法第五条ニ掲グル資産流動化計画ヲ謂フ ③・④ （略）